

一般財団法人岐阜市未来のまちづくり財団 生け垣づくり奨励補助金交付要綱

令和5年4月1日制定

(目的)

第1条 この要綱は、緑豊かな住宅環境を創出し、災害による危険なブロック塀等の倒壊による被害を防止するため生け垣づくりを行う者に対し、一般財団法人岐阜市未来のまちづくり財団理事長（以下「理事長」という。）が奨励補助金を交付するものについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「生け垣」とは、樹高のほぼ均一な樹木を列状に植栽したものとす。

- 2 この要綱において「住宅用地」とは、個人が居住の用に供する土地をいう。
- 3 この要綱において「ブロック塀等」とは、住宅に付属するブロック塀、石塀をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることの出来る者は、岐阜市において住宅用地を所有し又は使用する者で次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、1住宅地につき1回限りとする。

- (1) 住宅用地に新たに生け垣を設置する者
- (2) 公道に面したブロック塀等を取り壊して、当該取壊し部分の生け垣を設置する者

2 前項の規定にかかわらず販売を目的とした住宅用地に生け垣を行うものは、補助の対象としない。

(補助対象基準)

第4条 この要綱に基づく生け垣は、次の各号に定める基準に該当しなければならない。ただし、理事長がやむを得ないと認めたときはこの限りでない。

- (1) 生け垣を施工する前に、工事着手前の確認を受けたもの
- (2) 施工延長5m以上とし、かつ植栽本数がおおむね1m以内に2本以上であるもの
- (3) 生け垣として植栽する樹木の高さが0.6m以上かつ幅が0.2m以上であるもの
- (4) 生け垣の樹種は、ウバメカシ、カナメモチ、キンモクセイ、サザンカ、サンゴジュ、ツゲ、ヒイラギ、マキ、カイズカイブキ等とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、次表のとおりとする。ただし、予算の範囲内とする。

施工区分	補助金額算定基準	補助限度額
公道に面した部分	施工延長1mにつき 2,000円を乗じた額	30,000円
上記以外の部分	施工延長1mにつき 1,500円を乗じた額	

取壊しを行う公道に面したブロック塀等の部分	取り壊し延長 1m につき 7,000 円を乗じた額	70,000 円
-----------------------	-------------------------------	----------

2 前項の規定にかかわらず、生け垣設置に要する費用が補助金額算定基準の額に満たない時は、その額を補助金の額とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、生け垣づくり奨励補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添付して理事長に提出しなければならない。

2 前項の申請にやむを得ず変更が生じた場合には、生け垣づくり奨励補助金交付変更申請書（様式第3号）を理事長に提出しなければならない。

(交付の内定通知)

第7条 理事長は、前条第1項の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査し、適正と認めた場合には、生け垣づくり奨励補助金交付内定通知書（様式第2号）により通知する。

2 理事長は、前条第2項による生け垣づくり奨励補助金交付変更申請書を受理し、これを適正と認めた場合には、生け垣づくり奨励補助金交付変更承認書（様式第4号）により通知する。

(完成届)

第8条 前条第1項の規定による交付内定通知を受けた者は、申請書のとおり工事を施工し、完成後10日以内に生け垣づくり完成届（様式第5号）を理事長に提出しなければならない。

(現地確認)

第9条 理事長は、前条の規定による完成届を受理したときは、生け垣づくり奨励補助金交付決定現地調査報告書（様式第6号）に基づき工事完了確認を行うものとする。

(補助金の交付)

第10条 理事長は、前条の規定による現地確認後適正と認めた者に対して、生け垣づくり奨励補助金交付決定通知書（様式第7号）により通知し、補助金を交付するものとする。

2 理事長は、前条の規定により現地確認後適正でないと認めた者に対して、補助金交付の内定通知を取り消し、又は減額して補助金を交付するものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

様式第1号

年 月 日

(あて先)

一般財団法人岐阜市未来のまちづくり財団 理事長

申請人 住 所 岐阜市

氏 名

電 話 () -

生け垣づくり奨励補助金交付申請書

一般財団法人岐阜市未来のまちづくり財団生け垣づくり奨励補助金交付要綱に基づき、
補助金の交付を下記のとおり申請します。

記

1 場 所 岐阜市

2 樹 種 名

3 規 格 ・ 寸 法	公道に面した部分	m
	その他の部分	m
	計	m
	高さ	m
	幅	m
	数量	本

4 ブロック塀の取壊し (1)なし (2)あり (高さ m 延長 m)

5 工 期 着 工 年 月 日
完 成 年 月 日

6 施 工 方 法 業者委託 自主工事

7 工 事 予 算 額 円

8 添 付 書 類 住宅位置図 宅地平面図 (生け垣を記入)

様式第2号

岐未ま（緑）第 号
年 月 日

様

一般財団法人岐阜市未来のまちづくり財団
理事長

生け垣づくり奨励補助金交付内定通知書

年 月 日付申請がありました生け垣づくり奨励補助金については、下記のとおり内定しましたので通知します。

なお、交付決定額は、工事完了確認後に生け垣づくり奨励補助金交付決定通知書により、改めて通知します。

記

1 金 額 円

- ※ 工事完了後は、10日以内に生け垣づくり完成届（様式第5号）を提出して確認を受けてください。
- ※ 工事完了確認の結果、補助基準に満たないものがあるときは、補助金額を変更する場合があります。
- ※ 生け垣づくり奨励補助金交付申請事項に変更があったときは、生け垣づくり奨励補助金交付変更申請書（様式第3号）を提出してください。
- ※ 年 月 日までに生け垣づくり完成届を提出することが条件です。

様式第3号

年 月 日

(あて先)

一般財団法人岐阜市未来のまちづくり財団 理事長

申請人 住 所 岐阜市

氏 名

電 話 () -

生け垣づくり奨励補助金交付変更申請書

年 月 日付交付内定を受けました生け垣づくり奨励補助金について、
下記のとおり変更したいので、承認くださるよう申請します。

記

1 変 更 事 項

2 変 更 事 由

3 変更年月日 年 月 日

様式第4号

岐未ま（緑）第 号
年 月 日

様

一般財団法人岐阜市未来のまちづくり財団
理事長

生け垣づくり奨励補助金交付変更承認書

年 月 日付変更申請がありました奨励補助金について、下記のとおり変更を承認します。

記

1 変更事項

2 変更事由

3 変更年月日 年 月 日

様式第5号

年 月 日

(あて先)

一般財団法人岐阜市未来のまちづくり財団 理事長

申請人 住 所 岐阜市

氏 名

電 話 () -

生け垣づくり完成届

生け垣づくり奨励補助金交付申請に係る生け垣は、下記のとおり完成したのでお届けします。

記

1 完成年月日 年 月 日

2 交付内定年月日 年 月 日

3 交付内定通知番号 岐未ま(緑)第 号

4 添付書類 工事代金又は、材料費領収書等の写し

生け垣づくり奨励補助金交付決定現地調査報告書

生け垣づくり奨励補助金交付に係る生け垣について、下記のとおり現地確認調査をしましたので報告します。

記

1 交付内定通知番号 岐未ま（緑）第 号

2 補助金交付対象者

3 完成年月日 年 月 日

4 調査年月日 年 月 日

5 調査内容 樹種名

公道に面した部分	m
その他の部分	m
計	m
高さ	m
幅	m
数量	本
ブロック塀の取壊し	
(1)なし (2)あり (高さ m 延長 m)	

6 意見

7 交付決定金額算出基礎

年 月 日

調査員氏名

様式第7号

岐未ま（緑）第 号
年 月 日

様

一般財団法人岐阜市未来のまちづくり財団
理事長

生け垣づくり奨励補助金交付決定通知書

年 月 日付岐未ま（緑）第 号により内定しました生け垣奨励補助
金は、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1 決定金額 円

2 内定金額 円

3 金額に変更のある場合の事由

年 月 日

(あて先)
一般財団法人岐阜市未来のまちづくり財団 理事長

申請人 住 所 岐阜市

氏 名

電 話 () —

口 座 振 込 依 賴 書

一般財団法人岐阜市未来のまちづくり財団から私あての支払金は、下記の預金口座に振り込まれることを依頼します。

記

1 取引金融機関

銀 行
信 用 金 庫
農 協
信 用 組 合

店

2 預 金 名 義

預金科目 1. 普通 2. 当座

口座番号 _____

口座名義 _____

カタカナ _____